月次レポート

愛称：匠のファンド だるとん

fundnoteダルトンNAVF（ナブフ）セレクトファンド

作成基準日　2026年10月30日

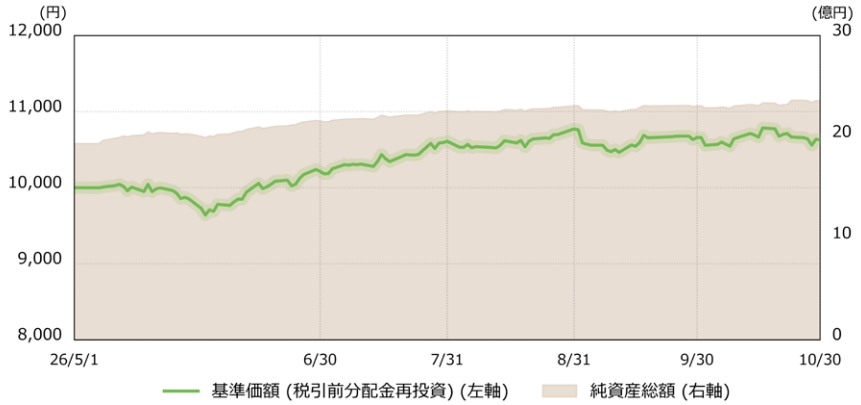
運用実績

基準価額 10,627円 | 前月末比 -32円 | 純資産総額 23.58億円

※基準価額は信託報酬（実績報酬含む）控除後の値です。※当ファンドにおけるこれまでの分配金実績はございません。

ファンド	過去1ヶ月間	過去3ヶ月間	過去6ヶ月間	過去1年間	過去3年間	設定来
	-0.30%	+0.16%	-	-	-	+6.27%

基準価額等の推移



※基準価額（税引き前分配金再投資）は、信託報酬（実績報酬含む）控除後の値です。
※グラフの基準価額（税引き前分配金再投資）は税引き前の分配金を再投資したとみなし計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

市場動向

10月はAI・データセンター関連企業の動向に注目が集まりました。月初はAI関連企業への楽観的な見方を背景に主要株式指数が上昇したものの、月末にかけては反落しました。TOPIXの月間騰落率は-3.5%（配当込み-3.5%）。

ファンドの運用状況

基準価額は前月末比で下落しました。
当該期間は、その他製品セクターや金属製品セクターが基準価額にプラスに寄与した一方、電気機器セクターや建設業セクターがマイナスに影響しました。
組入上位銘柄では、三菱鉛筆が引き続き堅調に推移しました。同社は第3四半期決算において、ボールペンの売上高が前年同期比22.6%増となるなど、国内外で高付加価値の筆記具に対する需要の堅調さが確認されました。



ジェームズ・B・ローゼンワルド三世　ダルトン・インベストメンツ最高運用責任者(CIO)兼 ダルトン・インベストメンツ創業パートナー

1981年より運用業界に身を投じ、ソロス・グループの外部アドバイザーを務めながら1992年にRosenwald, Roditi& Company(現Rovida Asset Management)を設立。
1999年にダルトン・インベストメンツLLCを設立。30年以上のアジア地域における株式運用業務の経験を有する。
2012年よりニューヨーク大学ビジネススクールの非常勤教授、講義「グローバル・バリュー・インベスティング」の教鞭をとり、学生からも好評を博している。
祖父ジェームズ・ローゼンワルド一世は、バリュー投資の元祖と言われるベンジャミン・グラハムのもとで薫陶を受け、グラハム・ニューマン社で証券アナリストとして研鑽に励んだ後、日興証券ニューヨークにて30年間にわたり、日本の損保、金融株のアナリストとして、名声を博した。
ニューヨーク大学MBA、Vassar College卒業、CFA、Society of Los Angeles会員。



西田 真澄　ダルトン・アドバイザリー株式会社 マネージング・ディレクター
ダルトン・インベストメンツ パートナー NAVFセレクト戦略 シニア・アナリスト

シティグループ証券、米国シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクの不良債権トレーディング部のデスクアナリストを経て2021年ダルトン・インベストメンツ参画。16年以上のトレーディング及び投資の経験を有する。
コロンビア大学MBA、モナシュ大学学士。

ファンドプロフィール

・設定日：2026/5/1

投資戦略

●主として、わが国の金融商品取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式のうち、本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄を厳選して集中的に投資を行います。なお、未上場株式等および未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。
●キャッシュリッチ、かつ割安な銘柄（本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄）に集中的に投資を行います。
●企業の資本効率を高めるための提案を含め、積極的なエンゲージメントを活用して投資先企業のバリューを引き出すことを図ります。
●上場株式が非公開化された場合等において、未上場株式等もしくは未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。
●株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
●ダルトン・インベストメンツ・インクに、運用に関する権限の一部を委託します。

運用委託先
ダルトン・インベストメンツ・インク

ダルトン・インベストメンツ・インク（以下、ダルトンと言います。）は、米国ロサンゼルスに運用拠点を置く、主に日本企業への投資を行う投資顧問会社で、1998年にアジア危機から生じた機会を活用するために業務を開始し、1999年に法人化されました。
投資先企業とのエンゲージメント（対話、提案）を通じて、企業の資本効率を高めるためのアプローチを提案し、企業価値向上の働きかけを行うことを特色としています。
現在は、ロサンゼルス、ラスベガス、ニューヨーク、香港、ムンバイ、シドニー、ソウル、東京にオフィスを構えています。経験豊富で多様なチームを持ち、投資機会に対する機敏さと起業家精神を重んじています。長期的な視点で資産を管理し、クライアントに優れたリターンを提供することを目指しています。
また、ダルトンは役職員が自ら所有する会社であり、ダルトンの役職員は投資家とともに自らもダルトンの運用するファンドに投資を行っています。

資産比率

fundnoteダルトン NAVFセレクトマザーファンド	101.1%
現金その他	-1.1%
合計	100.0%

ハイ・ウォーター・マーク　10,000

※現金その他には未払費用等を含むため現金残高とは一致しません

■設定・運用
fundnote株式会社

商号：fundnote株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長（金商）第3413号
加入協会：一般社団法人 資産運用業協会

※最終ページの「本資料のご留意点」を必ずご覧ください。

マザーファンドの状況　上場株式組入上位５銘柄　2026年9月30日

順位	銘柄コード	銘柄	業種	比率
1	4326	インテージホールディングス	情報・通信業	7.0%
2	7976	三菱鉛筆	その他製品	6.9%
3	4212	積水樹脂	化学	6.4%
4	1976	明星工業	建設業	6.3%
5	9069	センコーグループホールディングス	陸運業	6.2%

※上場株式組入上位5銘柄については、四半期末（3月末、6月末、9月末、12月末）の組入状況に基づき、翌3ヶ月間の月報において開示しております。

マザーファンドの業種別構成 2026年10月30日

業種	比率
情報・通信業	19.1%
陸運業	13.0%
輸送用機器	9.7%
金属製品	8.0%
電気機器	7.8%
その他	42.4%
合計	100%

マザーファンドの時価総額別比率 2026年10月30日

時価総額等	比率
300億未満	3.6%
300～1,000億未満	54.4%
1,000億以上	42.0%
--	--
合計	100%

マザーファンドの特性値 2026年10月30日

配当利回り	3.03%
PER（加重調和平均）	14.6倍
PBR（加重調和平均）	1.10倍
ROE	9.1%
EV/EBITDA（加重調和平均）	4.88倍

※ダルトン・インベストメンツ・インク作成

※上記の比率はマザーファンドの株式ポートフォリオに対する比率です。

Dalton Investments, Inc. 運用方針

当ファンドは「Good Business（魅力的な企業）」への投資と、「Margin of Safety（本源的価値と大きく乖離した割安な市場評価）」の確保を徹底して、運用を行っていきます。投資先企業に対しては、経営効率や資本効率を高めるためのアプローチなど、企業価値向上につながる提案を積極的に行い、対話やエンゲージメントを通じて価値を引き出すアプローチを大切にしています。

当ファンドが目指すのは、対象企業のガバナンスの向上、企業価値および株主価値の向上です。これはファンドの投資家、経営者、株主の共通の目標です。投資家の視点から、徹底したリサーチと豊富な経験をもとに具体的な提案を行い、その実現に向けた一助となることを目指します。今後も当ファンドはエンゲージメントを続け、長期投資を通じて投資先企業の企業価値向上と株主利益の最大化に向けて取り組んでまいります。



Masumi's Comment

記念すべきマスコメ（Masumi's Comment）第一回です。
今後も、日本の資本市場やグローバルマーケットで感じたことなど、マスコメを通じて投資家の皆様に発信できればと思います。
先月、当ファンドの投資先ではないのですが、文化シヤッターに対して、全従業員を対象とした譲渡制限付株式（RS）報酬制度の導入の提案を実施しました。内容はシンプル。自己株式を発行済み株式数の5％取得し、そのうち3％を消却。残りの2％は約550人いる全従業員に対して、平均で一人当たり50万円相当のRSを付与するというスキームです。
目的も非常にシンプル。企業価値が向上した際に、現場を支える従業員の皆さんにも、そのアップサイドを享受してもらうことです。また、今回の従業員RSは、敢えて従業員の拠出を求めないことが、本スキームの最大の特徴です。
最近では「企業価値の向上」が盛んに謳われていますが、大きな問題のひとつは、現場で頑張っている従業員の汗や努力が、会社の利益成長や業績向上に見合う形で、給与やボーナスに還元されないことです。会社の業績が向上した、自分も結果を出した。なのにいざボーナスをもらってみると「え、これだけ」という経験は皆さんにもあるのではないでしょうか。顧客からの引き合いが増え、頑張って残業して、Zoomのミーティングが長引いて、子供のお迎えまで遅らせたのに、結果、賞与はこれだけ。そんな経験が少なからずあると思います。
なぜか。賃金を上げると利益率が下がってしまうからです。マネジメントとしても、賃金を引き上げることには簡単には踏み切れません。人件費という固定費が増えてしまうジレンマがあるからです。結果として、株主・従業員・マネジメントの間には、とてつもなく大きなアライメントのミスマッチが生じています。
こういった上場企業が抱える構造的な問題点を解決するべく、私たちはアクティビストファンドとしては非常に珍しい、全従業員向けRSの導入を提案しています。従業員RSは、まさにいいこと尽くしです。今回の提案は自己株式の取得と組み合わせることで、ROEの向上、EPSの向上、従業員の待遇改善やリテンションの向上、さらには従業員と株主のアライメントの強化まで実現できる可能性があります。従業員は報酬として株式を受け取るので、取得のための資金の拠出もありません。
また、通常、従業員の賃金を引き上げれば、販管費としてPLに跳ね返ってきます。一方、株式報酬はnon-cash expenseなので、EBITDAなどキャッシュベースの利益率でみると業績へのインパクトを抑えながら従業員にアップサイドを提供できる。会社側にとっても、株主にとっても、従業員にとっても、非常に魅力的なスキームだと思います。さらに、株式の流動性が低ければ、政策保有株主から株式を調達するという選択肢もあります。
まさに、関係者にとって三方よしの従業員RS。今後、何社がこの提案に賛同し、実際に導入に踏み切るのか。非常に楽しみにしています。また、導入しない場合の会社側の言い分も注目です。

ファンドの特色

特色1　マザーファンド 受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式のうち、本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄を厳選して集中的に投資を行います。なお、未上場株式等（未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法または会社法（平成17年法律第86号）もしくはこれらに準じて開示が行われているもので一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすもの）および未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。

特色2　キャッシュリッチ、かつ割安な銘柄（本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄）に集中的に投資を行います。

特色3　企業の資本効率を高めるための提案を含め、積極的なエンゲージメントを活用して投資先企業のバリューを引き出すことを図ります。

特色4　上場株式が非公開化された場合等において、未上場株式等もしくは未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。未上場株式等（未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。「4」において以下、同じ。）への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の15%を超えることのないよう運用します。未上場株式等への投資は、上場株式が非公開化された場合となることおよび再上場・被買収の可能性を精査してのものとなること等から、投資機会が限られるため、信託財産において未上場株式等を保有しない期間があります。

特色5　マザーファンドの運用にあたっては、ダルトン・インベストメンツ・インクに、運用の指図に関する権限の一部（株式等の運用の指図に関する権限）を委託します。

特色6　購入の申込みは、2026年12月30日までに限り、毎営業日行 うことができる限定追加型の投資信託です。

※「限定追加型」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集をしないタイプの投資信託をいいます。

特色7　換金の申込みは、年1回、6月25日（休業日のときは翌営業日。ただし、2026年6月25日は除きます。）を解約特定日として受け付けます。
換金の申込期限は、解約特定日の前々々月の25日（3月25日。ただし、休業日のときは翌営業日）とし、換金の申込期間は、当該解約特定日の前の解約特定日の申込期限の日の翌営業日（ただし、2027年6月の解約特定日については、2026年6月1日）から当該解約特定日の申込期限の日までとします。

※換金の申込みの詳細は後掲の「お申込みメモ」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクがあります。）に投資するため、基準価額は変動します。従って、金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。組入有価証券の価格が値下がりすることにより、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

主な変動要因

株価変動リスク	一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。当ファンドが組み入れる中小型株式は、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。
集中投資のリスク	当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。また、特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
未上場株式等への投資に関するリスク	当ファンドが直接および間接的に保有する未上場株式等は、他の金融商品と比較して流動性が著しく乏しいため、どの投資家らも利益の実現や元本の回収をいつでも行えるという保証はありません。また、投資実行から上場等による売却の機会を得るまでの間、長期間の保有を前提としており、売却を試みた場合には、当該企業の価値よりも低い価格で売却する可能性があります。
信用リスク	組み入れられる株式等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。
評価リスク	未上場株式等※の評価額については、その時点で入手できる情報に基づいた公正価値の見積もりであり、影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映していない可能性があります。また、未上場株式等には流動性が著しく乏しいことや、上場後にマーケットで時価が発生した場合でもロックアップ条項で売却制限がある場合が多いこと等から、評価額よりも売却時に得られる金額が低くなる可能性があります。 ※未上場株式等を投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。

その他の留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による契約の解除」（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
●当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金のお申込みの受付が取消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
●ファンドの基準価額の算出においては、未上場株式等※の評価に際し、原則として基準価額算出日に知り得る直近の公正価値測定による時価（株価算定会社が提供する評価価格を基に流動性ディスカウントを反映させた価格）で評価し、原則として、当該時価は日次で更新されないため、ファンドの基準価額は未上場株式等※の時価の更新時に大きく変動する可能性があります。
●当ファンドは、未上場株式等※への投資にあたり、一般社団法人資産運用業協会の「投資信託等の運用に関する規則」第11条第3項に定める流動性の確保が担保できる措置および投資者間の平等性に配慮するための措置を以下のとおり講じています。
《流動性の確保が担保できる措置》
○解約については、2027年以降、年1回に限定して申込みを受け付けるとともに解約特定日の約3カ月前を申込締切日とすることで、解約に伴い未上場株式等※の売却が必要な場合に、売却のための時間の確保を図ります。
○未上場株式等※への投資にあたっては、譲渡先が確保されている銘柄、具体的にはダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへの譲渡が可能な銘柄に限って投資を行い、解約または償還により未上場株式等※の売却が必要な場合には、ダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへ売却を行います。

投資リスク

その他の留意点

《投資者間の平等性に配慮するための措置》
○ダルトン・インベストメンツ・インクは未上場株式等※の売却について投資判断を行うところ、前述のダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへの未上場株式等※の売却については、売却側と買取側のいずれにおいてもダルトン・インベストメンツ・インク（またはその関連会社）が投資判断を行うため、利益相反が生じ得る状況となります。
○当該状況を踏まえて、ダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへの未上場株式等※の売却価格については、株価算定会社が提供する評価価格を基に流動性ディスカウントを反映させた価格とすることで、未上場株式等※の売却価格がファンドにおける評価価格から大きく下方に乖離し、残った受益者が不利になることを防ぐことを図ります。
※未上場株式等を投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。
●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
●収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因になります。
●投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスク管理体制

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドごとに定められた投資制限等を遵守して運用を行うとともに、ファンドごとにリスク・パフォーマンスの分析・評価を行います。また、投資制限等の遵守状況については、運用部門から独立したコンプライアンス担当部門がモニタリングを行います。これらの運用部門による分析・評価結果、コンプライアンス担当部門によるモニタリング結果は、社内で定期的に開催される会議に報告されます。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込みメモ

購入単位	100万円以上1円単位 （ただし、収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位） 2026年12月30日までに限り、毎営業日購入の申込みを行うことができます。 2026年12月31日以降、購入の申込みを行うことはできません。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）とします （ただし、当初申込期間においては1口あたり1円）。
購入代金	販売会社（fundnote株式会社）が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位
解約特定日	換金の申込みは、年1回、6月25日（ただし、2026年6月25日は除きます。）を解約特定日※として受け付けます。 換金の申込期限は、解約特定日の前々々月の25日（3月25日。ただし、休業日のときは翌営業日）とし、換金の申込期間は、当該解約特定日の前の解約特定日の申込期限の日の翌営業日（ただし、2027年6月の解約特定日については、2026年6月1日）から当該解約特定日の申込期限の日までとします。 ※休業日のときは、翌営業日を解約特定日とします。なお、上記にかかわらず、以下の事由がある場合において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から換金の申込みがあるときは、当該申込日から起算して60営業日後の日を解約約定日として当該申込みを受け付けます。 1.受益者が死亡したとき 2.受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき 3.受益者が破産手続開始決定を受けたとき 4.受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき 5.受託者が繰上償還もしくは重大な約款変更等に係る書面決議に反対する受益者の受益権を信託財産をもって買い取り、受益者となったとき 6.その他上記1.から5.までに準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
換金価額	解約特定日の基準価額から0.5％の信託財産留保額を控除した価額とします。 ただし、上記の例外的な換金の申込みの場合は、換金の申込日から起算して60営業日後の日（解約約定日）の基準価額から0.5%の信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金の支払い	原則として、解約特定日（ただし、上記の例外的な換金の申込みの場合は、換金の申込日から起算して60営業日後の日（解約約定日））から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	＜購入＞　毎営業日の午後3時30分までに行われた申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込分とします。 ＜換金＞　解約特定日の前々々月の25日（3月25日。ただし、休業日のときは翌営業日）の午後3時30分までに行われた申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該解約特定日に係る申込分とします。 ※上記の例外的な換金の申込みの場合は販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	継続申込期間：2026年5月1日から2026年12月30日まで
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入、換金の各お申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	2036年6月25日までとします。（2026年5月1日設定）
繰上償還	委託者は、受益権の口数が20億口を下回ったときには、受託者と合意の上、信託期間を繰り上げて償還させる場合があります。また、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が生じた場合には、受託者と合意の上、信託期間を繰り上げて償還させることができます。
未上場株式等の評価	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の公正価値測定による時価（株価算定会社が提供する評価価格を基に流動性ディスカウントを反映させた価格）で評価します。
決算日	原則、毎年6月25日（休業日の場合は翌営業日）とします。ただし、初回決算日は2027年6月25日とします。
収益分配	年1回の決算時に、原則として、収益分配方針に基づいて、収益分配を行います。ただし、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあります。（再投資可能）
信託金の限度額	150億円
公告	原則、ホームページ https://fundnote.co.jpに電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として配当控除の適用が可能です。なお、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※未上場株式等を投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。

※最終ページの「本資料のご留意点」を必ずご覧ください。

ファンドの費用

投資者が信託財産で直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	解約特定日の基準価額（上記の例外的な換金の申込みの場合は、換金の申込日から起算して60営業日後の日（解約約定日）の基準価額）に対して0.5％を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

(1)基本報酬額

ファンドの純資産総額に基本報酬率年1.98％（税抜き年1.8％）を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産から委託会社に支払われます。

基本報酬率の配分は下記のとおりとします。

支払先	役務の提供	料率（税抜き）
委託会社	運用会社としての機能分（ファンドの運用とそれに伴う調査等）	年1.06％
	販売会社としての機能分 （口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の購入後の情報提供等）	年0.7％
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行	年0.04％

※表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

(2)実績報酬額

実績報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前）がハイ・ウォーター・マークを上回っている場合、信託財産から委託会社に支払われます。

実績報酬額は、ハイ・ウォーター・マークを上回った額に15.4％（税抜き14％）の率を乗じて得た額です。

実績報酬額の詳細は交付目論見書6～7ページをご参照ください。

※委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用の委託先であるダルトン・インベストメンツ・インクへの運用指図権限の一部委託に関する報酬が含まれております。

その他の費用及び手数料

(1)監査費用、計理関連費用、法定書類関係費用等

ファンドの純資産総額に対して年0.11％（税抜き年0.10％）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産から委託会社に支払われます。

※監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用

計理関連費用：計理業務（基準価額算出等）およびこれに付随する業務（設定解約処理、法定帳簿管理、法規則に基づく報告、基準価額の配信等）に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含む。）

法定書類関係費用：目論見書、有価証券届出書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含む。）

(2) 組入有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用等

その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限等を示すことができません。

※組入有価証券売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

信託事務の諸費用等：信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等

※ ファンドの費用の合計額については、投資家の皆さまが保有される期間や運用状況等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社	fundnote株式会社（信託財産の運用指図等を行います。） 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3413号
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
運用委託先	ダルトン・インベストメンツ・インク

お申込みは▼

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会
fundnote株式会社 金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3413号	一般社団法人 資産運用業協会

本資料のご留意点

○本資料は、fundnote株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、
その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
○本資料における個別銘柄への言及は、当ファンドの組入銘柄や運用内容の説明を目的とするものであり、当該銘柄への投資を推奨するものではありません。
掲載銘柄は将来にわたる組入れを保証するものではなく、予告なく変更される場合があります。
○本資料中の市場見通し、業績見通し等は作成時点における当社の見解であり、将来の市場動向や運用成果を保証するものではありません。
○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。